

フランス見本市における 知的財産権利行使 マニュアル

[特許庁委託]

[著者]

OLSWANG

ジャン=フレデリック・ゴルチエ (Jean-Frédéric Gaultier)

アレクサンドラ・クランス (Alexandra Crance)

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2013年10月発行

見本市は会期が短く、出展者数が多数に上るため、会期中に自社のイノベーションや創造物をいかに保護するかが課題となる。

リスクは会期中に模倣されることだけに留まらず、自社の知的財産を侵害している製品が競合企業によって展示されるというリスクもある。また、見本市の会期は短いため、侵害に対して適切な措置をとる時間や機会が得られる前に、侵害者が立ち去ってしまう恐れもある。

しかし同時に、見本市は侵害者を追いつめるまたとない機会ともなり得る。

本マニュアルの目的は、見本市の開始までに行っておくべき準備、並びに見本市の会期中に知的財産権の侵害が発生した場合の迅速かつ効率的な対処方法について、有益な情報を提供することにある。

本マニュアルでは、まず法律的な問題の概要を述べた後、権利行使に関連する以下の実際的な3つの事例を紹介する。

- メゾン&オブジェ見本市で、競合企業に自社の特徴的なロゴを模倣された場合

- ルブルジェ航空ショーで、自社製品の基礎技術を模倣された場合

- パリ・プルミエールビジョン見本市で、自社のベストセラー製品のデザインが模倣された場合

目次

1.	展示会前：知的財産権の権利行使の可能性の確保	4
1.1.	見本市で展示予定の製品をカバーする可能性の高い知的財産権とは	4
1.1.1	製品をカバーする可能性のある各種知的財産権	4
1.1.2	登録知的財産権	4
1.1.3	非登録知的財産権	5
1.1.4	不正競争および寄生行為	5
1.2	税関申立書の提出	6
1.3	会場の知財クリニックの利用	7
1.4	フランスの知財弁護士の選定	7
2.	見本市の会期前および会期中：潜在的侵害製品の特定および証拠収集	8
2.1	侵害が疑われる製品の特定	8
2.2	証拠収集	8
2.2.1	自社による収集	8
2.2.2	“Saisie-contrefaçon”（証拠目的の差押え）	8
3.	知的財産権の権利行使の実現手続	10
3.1	円満解決	10
3.2	税関による差押え	10
3.3	裁判手続	10
3.3.1	仮差止	11
3.3.2	本案手続	11
4.	知的財産権の権利行使の費用と所要時間	13
5.	仮想事例	15
5.1	事例1：商標侵害の場合の税関措置および訴訟	15
5.1.1	背景	15
5.1.2	戦略	15
5.2	事例2：パリ民事裁判所における特許侵害事件	16
5.2.1	背景	16
5.2.2	戦略	16
5.3	事例3：刑事裁判所での著作権侵害事件	18
5.3.1	背景	18
5.3.2	戦略	18

1. 展示会前：知的財産権の権利行使の可能性の確保

見本市で展示する製品を決定したら、これらの製品が知的財産権でカバーされる可能性があるか、ある場合、それはどんな知的財産権か、これらの権利はフランスで権利行使可能か（すなわち、フランス国内でこれらの権利に基づいた法的措置に訴えることができるか）、およびどんな予備的措置をとることができるか、についてチェックする必要がある。

特に自社のベストセラー製品と最新のイノベーションおよび創造物については、これらの事前策を実行することが推奨される。

1.1. 見本市で展示予定の製品をカバーする可能性の高い知的財産権とは

1.1.1 製品をカバーする可能性のある各種知的財産権

知的財産権は知的創造物を保護する。フランス国法の下で保護される主な知的財産権は以下のとおりである。

- ✓ 著作権¹—種類、表現形式、価値、目的を問わず、すべての創作品（言語の著作物、音楽、映画、産業およびファッションを目的とする作品）を保護する。
- ✓ 意匠権²—製品の外観を保護する。
- ✓ 商標³—製品またはサービスを識別するための標識。
- ✓ 特許権⁴—技術的イノベーションを保護する。

1つの製品が上記の複数の権利によって保護されることもある。

知的財産権には、保護を受けるためには登録が必要な権利と、登録しなくても保護が発生する権利とがある。製品が知的財産権で保護されていない場合でも、フランス国法においては、不正競争および寄生行為として知られる不公正商行為を根拠として、何らかの保護が与えられる可能性がある。

1.1.2 登録知的財産権

商標、意匠および特許の保護を取得するためには、これらを登録する必要がある。そのためにはまず、製品をカバーする意匠、商標または特許が、(i) 登録の対象となる

¹ フランス語は《 droit d'auteur 》

² フランス語は《 dessins et modèles 》

³ フランス語は《 marque 》

⁴ フランス語は《 brevet 》

か、および (ii) その登録はフランス国内で権利行使可能か、の 2 点を確認しなければならない。フランス国内で権利行使可能な商標登録を取得するための主な方法には、フランス商標庁（«Institut National de la Propriété Industrielle»）で行う国内レベルの方法、並びに商標の場合は欧州共同体商標意匠庁（«OHIM»）で行い、特許の場合は欧州特許庁（«EPO»）で行う欧州レベルの方法、並びに世界知的所有権機関（«WIPO»）で行う国際レベルの方法の 3 通りがある。

問題発生時の所有権の立証を円滑に行うため、見本市に関連の登録証明書のコピーを持参することが推奨される。

また、フランス国内で知的財産権の効力を維持するために必要とされる更新手数料等の年金が遅滞なく支払われていることを確認しておくことも忘れてはならない。

自らが懸案の知的財産権の最初の所有者ではない場合、または独占的实施権者である場合には、意匠、商標または特許の登録簿に当該譲渡もしくは実施権が記載されていることを確認した上で、関連の譲渡契約書もしくは実施許諾契約書のコピーを持参する必要がある。

1.1.3 非登録知的財産権

著作権の場合は、登録しなくても保護が発生する。知的作業の成果物は、創造的な努力が認められる独創作品であることを条件として、創作された日から著作権保護が自動的に付与される。

登録手続が存在していなくとも、訴訟となった場合に先行して存在していたことを立証できるように、作品が創作された日を示す証拠物を確保しておく必要がある。この立証は、著作権の登録手続のある国で自己の作品の著作権が登録されていることを証明するか、その他の信頼できる手段（例：カタログ、広告、インボイス）を用いて行うことができる。フランスでは、フランス産業財産庁等の様々な機関によって、作品の確定創作日を付与するための具体的な任意登録手続が確立されている。

実施権者の場合には、登録知的財産権と同様に、実施許諾契約書のコピーをすぐに提示できる状態にしておく必要がある。

1.1.4 不正競争および寄生行為

事業者が他社の経済価値（例：ノウハウ、知的作業、投資）から利益を享受することは、それが取引の自由の標準的な範囲を超えていて、かつその行為を正当化できない場合には、不公正商行為とみなされる。不公正商行為は、競合企業間で生じる不正競争と、それ以外の状況で生じる寄生行為とに分類される。

(i) 不正競争

不正競争は、何らかの点において競合企業の製品または活動と混同されるおそれを引き起こす蓋然性の高い行為に伴って発生する。混同のおそれの有無の評価は、事例毎に、以下の状況の存在の有無を考慮に入れて行われる。

- 事業者が、知的財産権によって保護されていない、パッケージ、広告、カタログのデザイン等の顕著な特徴を創造した。
- この顕著な特徴が競合企業によって模倣された。
- この模倣が、競合する2社の製品または活動の間に混同のおそれを引き起こしている。

(ii) 寄生行為

寄生行為とは、他社の名声とその創造物に付随する名声の恩恵に浴する目的で、当該他社を追従することを意味する。

寄生行為を根拠として成功するための主な条件は、以下のとおりである。

- ある事業者が特定の知的成果または投資に対し更なる開発を行って、特徴的な経済価値を生み出した。この経済価値は、不正競争の場合と同様に、特定の広告、パッケージ等の形をとり得る。
- 他の事業者が、一切の投資なしにこの経済価値を模倣した。
- この価値の模倣は、追従事業者の製品またはサービスの販売を増進させている。

ここで、寄生行為の一例を示す。ある家具販売会社が、店舗の新規開店を宣伝するため、主な特徴が有名な映画を想起させる広告を放映している。この広告では、同じ俳優が出演しており、俳優の衣装は映画で使用された特徴的な衣装と同一ではないがそれを想起させるものであり、広告のテーマは映画と同じ SF である。この会社と映画製作者は、同じ製品を販売していないのは明らかなので、競合関係にはない。しかし、この会社は、自社の製品を宣伝するために映画の評判を利用している。この行為は、寄生行為に該当する可能性が高い。

1.2 税関への申立書の提出

フランス税関は、大部分の知的財産権について、その模倣品を差し押さえるための法的権限を付与されている。フランス税関が知的財産権の侵害品を差し押さえるためには、事前に税関申立書を提出する必要があるが、これはきわめて迅速かつ安価な手順で行うことができる。

この手順では、会社代表者が署名し、主に会社の設立に関する詳細を記入した、所定の用紙を税関に提出する。この用紙には、さらに参考資料として、(i) 申立の根拠と

なる知的財産権の一覧、(ii) 権限を付与された実施権者の一覧(ある場合)、(iii) 製品の関連書類、および本物と模倣品を見分けるための方策(例: 製品の特徴的な要素の詳細、ラベルに必ず貼付される記載事項、製品の生産地)、および(iv) 既知の模倣者に関する情報(入手可能な場合)、を添付する必要がある。

1.3 会場の知財クリニックの利用

知的財産権の侵害に対処するため、見本市主催者の中には(例: プルミエールビジョン)、問い合わせに回答し、紛争の円満解決を図るための専門家で編成された「知財クリニック」を会場に設置するところもある。ただし、こうしたクリニックは設置されないこともあり、設置されていたとしてもすべての問題に対応できるとは限らない。

そのため、展示会の前に見本市主催者に連絡し、こうしたサービスの提供の有無と、クリニックの具体的な利用方法を確認する必要がある。

1.4 フランスの知財弁護士を選定

時間を節約すると同時に、上記各項に示した確認事項と手続のすべてを実行するためには、フランス国内で知財関係を専門とする弁護士に事前に連絡をとるか、または少なくとも連絡先を入手しておくことが推奨される。

2. 見本市の会期前および会期中：潜在的侵害品の特定および証拠収集

2.1 侵害が疑われる製品の特定

- 自社の知的財産権の潜在的侵害品を提供する出展者を発見するため、出展者の一覧に目を通し、出展者のウェブサイト、オンライン・カタログ、その他の商業文書をチェックしておくことが強く推奨される。
- また、見本市の会場では、できるだけ早い段階に競合企業のブースをチェックし、潜在的侵害品が展示されていないか、またはカタログに掲載されていないかを確認する必要がある。

2.2 証拠収集

2.2.1 自社による収集

潜在的侵害品を発見したら、サンプル、カタログ、またはこれらに関連するその他一切の書類の収集に努める必要がある。

ただし、裁判官は通常、収集された証拠が実際に出展者のブースから収集されたことと立証するためには、こうした証拠だけでは不十分だとみなす。

その場合は、下記第 2.2.2 項で詳述する補足的な方法を用いるとよい。

2.2.2 “*Saisie-contrefaçon*”（証拠目的の差押え）

知的財産権の侵害の証拠を収集する際に利用できる手続には、下記の 2 通りがある。不正競争、寄生行為のいずれに対しても、類似の手続的手段を利用できる。ただし、主張される事項が不正競争または寄生行為のみの場合には、裁判所から証拠収集の許可を得るための手続は下記よりも複雑なものとなる可能性がある。

(i) *裁判所が任命した執行官による差押え*

この手続はすべての知的財産権に利用できる。

競合企業の製品による知的財産権の侵害が疑われる場合で、当事者が当該知的財産権の所有者または独占的实施権者の場合には、フランス裁判官に対し、被疑侵害者のブースの差押えを実行するための権限を執行官に付与するよう要請することができる。この権限は、潜在的侵害者には通知されず、一方当事者のみの手続により付与される。権限付与を受けるためには、当該当事者が懸案の知的財産権の所有者であるか、フランス国内での独占的实施権者であることを証明する必要がある。特に特許事件の場合には、裁判官によっては、被疑侵害に関する限定的な証拠（例：製品のサンプル、カタログのコピー、ウェブサイトのページ）の提出を要請されることがある。

執行官は、差押え時には、(i) 見本市の会場、被疑侵害者のブース、および周辺に関連する場所への立入、並びに (ii) 被疑侵害を立証するための関連情報の収集、を行う権限を付与される。その具体的な例としては、製品詳細の記述、サンプルの差押え、

電子ファイルのコピー、写真撮影、関連書類（会計情報を含む）の差押え、事情聴取等が挙げられる。

比較的複雑なケースの場合（例えば、特許が関与する場合）には、裁判官は、執行官を補佐する目的で、申立者が選択した専門家（最も多いのはフランス人特許弁理士⁵）に権限を付与することがある。

差押えに要する期間としては、2日間を見込むのが妥当である。このうち、1日目は入手可能な情報の収集と申立の準備に充て、2日目は権限付与の取得と差押えの実行に充てる。ただし、情報が早めに提供された場合には、上記のすべてが1日で完了することもある。

差押えの実行後は所定の期日までに裁判手続を開始しなければならず、これを怠ると差押えは無効とみなされ、収集された証拠はいかなる目的であれ使用できなくなる。手続の乱用が発生した場合は、競合企業が損害賠償を請求する可能性がある。

(ii) 警察による差押え

この手続は、著作権侵害の場合にのみ利用できる。

著作権で保護された著作物の権利者は、当該著作物の違法な複製品を差し押さえるよう警察に要請する権利を有する。

警察への申請は書状によって行われる。この書状の形式は自由で、正式な決まりはない。警察官は、要請された差押えの機会と範囲について、自己の裁量で評価する権限を有しない。警察官は、著作権で保護された著作物に対する差押え要請者の所有権とその有効性を検証する権限のみを付与される。見本市の会期は短いため、差押えを担当できる警察官が見つからない可能性もある。

警察官は、侵害者のブースに実際に展示されている製品を差し押さえる権限のみを付与され、例えば侵害品に関連する会計書類などを差し押さえることはできない。

⁵ フランス語は« conseil en propriété industrielle »

3. 知的財産権の権利行使の実現手続

知的財産権の権利行使を達成する方法には、円満解決（3.1）、フランス税関の介入（3.2）、裁判手続の開始（3.3）の3通りがある。

3.1 円満解決

知財クリニックが会場に設置されている場合は、クリニックの専門家の力を借りて、現地で問題を円満解決できる可能性がある。

知財クリニックが設置されていない場合、またはクリニックの尽力では問題の円満解決が困難な場合には、フランス国内の弁護士に要請して被疑侵害者に警告状を送付することができる。警告状の受取人はその要請に従う義務を負わないが、これにより円満解決の糸口が得られるかもしれない。あるいは、これをもって、以降の項で説明する次の措置に向けた事前準備とすることもできる。

3.2 税関による差押え

フランス税関は、見本市を含むフランス領土内の任意の場所で、輸入された侵害品を差し押さえる権限を有している。

こうした介入を実行してもらうためには、上記第 1.2 項で詳述した税関措置の申立書を事前に提出する必要がある。

フランス税関は、被疑侵害品の差押え後、最大 10 営業日にわたってそれを保管する。税関措置の申請者は、この期間中に被疑侵害品を調査することができる。申請者は、その結果を踏まえて、被疑侵害品が模倣品か否かを確認し、模倣品の場合は裁判手続を開始するか否かの意思表示をすることを求められる。この 10 日間が経過するまでに裁判手続を開始しない場合、差押え品は返還される。

実際問題として、差押え対象の品数が多い場合や、侵害が明白な場合（例えば、商標を完全模倣している場合）には、税関差押えが有効である。特許事件の場合は侵害が明白なことは希なので、税関職員は積極的に動こうとはしない。また、税関係官は、製品が実際に展示されておらずカタログ上で複製されているだけの場合には、差押えを実行することはできない。

3.3 裁判手続

どの手続を選択すべきかは、何を目標とするかによって決まる。例えば、侵害品をできるだけ早く見本市から撤去したい場合には、仮差止を請求するのが適している。仮差止により、対象者は自己の製品をフランス国内で宣伝または販売することを一時的に禁じられる。ただし、仮差止の獲得は容易ではない。仮差止ではなく終局的差止および／または損害賠償を希望する場合は、時間が掛かっても推奨されるのは本案訴訟である。

知財事件では常に、フランス国内での開業を認可されている弁護士を代理人として出廷させることが義務づけられる。特許事件では、多くの場合弁理士の支援も必要とされる。

3.3.1 仮差止

利用可能なルートは 2 つある。いずれの場合も、差止が許諾されたら、速やかに本案訴訟を開始する必要がある。

(i) 一方的手続⁶

仮差止は、以下を条件として、被疑侵害者に通知されない一方的手続によって請求することができる。

- 知的財産権の侵害が存在する可能性が高いことを立証できる。
- 相手への事前通知なしに緊急措置を講じることが正当化される状況が存在する。この条件は、見本市の会期が短いことをもって満たされる可能性がある。

一方的仮差止の請求は非常に迅速に受理される。その後の裁判官による判決は、1～2 時間以内に下されることも、あるいは 1～2 日かかることもある。これは、事件の緊急性と被疑侵害が明白かどうかによって決まる。裁判所は、商標、著作権および意匠事件において、侵害が明白で議論の余地がない場合に、そのような措置を認める可能性がある。特許事件では、例外的な状況を除いて、そのような可能性はほとんどない。

(ii) 当事者間略式手続⁷

仮差止と損害賠償金の支払は、当事者間略式手続の枠組みの中で命じられることもある。

当事者間略式手続は、一方的手続とは対照的に、両当事者が弁論を行う機会を与えられる。そのため、略式手続は一方的手続よりも長い時間が掛かる。略式手続に要する期間は典型的には 1～2 カ月間であるが、緊急時には裁判所によって早期審理手続のスケジュールが組まれ、数日以内に審理が開始されることもある。

3.3.2 本案手続

知的財産権の侵害を理由とする本案手続は、民事裁判所と刑事裁判所のいずれにも提訴することができる。不正競争および寄生行為を理由とする手続は、刑事裁判所に提訴することはできない。

知的財産権侵害事件に対する司法管轄権はフランス国内の複数の裁判所が有しており、所要期間は裁判所によって大きく異なる。訴訟手続の所要期間は、事件が提起された裁判所によって 8～18 カ月間の範囲で変動する。極めて緊急性の高い事件の場合は、裁判所によって早期審理手続のスケジュールが組まれることもある。しかし、早期スケジュールが組まれた本案手続でも、2～3 カ月未満で終了することは希である。

ただし、見本市が終了した後に訴訟手続が開始したときでも、出展者に対する終局的差止と損害賠償金の支払を獲得することは可能である。これにより被った損害が賠償されるほか、侵害者や他の競合企業に対する抑止効果も期待できる。

⁶ フランス語は「interdiction sur requête」

⁷ フランス語は「référé interdiction」

知的財産権侵害手続は、民事または刑事裁判所に提起することができる。

- (i) 民事裁判所：訴訟手続は、相手方への召喚状の送達をもって開始され、通常 12～18 カ月継続する。両当事者は、公判までに書面で主張を交わし、証拠を開示する。得られる救済は、フランス国内における侵害品の宣伝・販売の恒久的禁止、損害賠償金の支払、各種流通経路からの製品回収、侵害品の破棄、侵害品の生産地とその流通網に関連する情報の開示、新聞または侵害者のウェブサイト上での判決の公表、弁護士費用の一部償還である。
- (ii) 刑事裁判所：訴訟手続は、侵害者を直接裁判所に召喚するか、刑事告訴状を提出することによって開始される。直接召喚による訴訟手続は比較的短期間で完了し、判決は 8～12 カ月間以内に下される。直接召喚ではなく告訴状を提出する場合は、遙かに長い期間を要するが、十分な証拠がないときには有利に働く可能性がある。それは、事件が裁判に付される前に、警察による捜査や、いわゆる予審判事による被疑侵害、流通網、製品の生産地等に関する証拠収集が行われるためである。刑事裁判で得られる救済方法は、禁止措置を除き、民事裁判で得られる救済方法と同じである。ただし実際は、刑事裁判所によって付与される損害賠償と弁護士費用の償還は、かなり少額となる。刑事訴訟手続の開始は、侵害者に対し強力な抑止効果があると考えられている。事実、民事訴訟の救済方法に加えて、侵害者が 30 万ユーロ以下の罰金と 3 年以下の禁固の刑事罰を受ける例もある。

知的財産権侵害事件は、この種の事件を専門とする裁判官を擁する民事裁判所に提起されるのが一般的である。例えば、パリ裁判所には、特許訴訟に対する専属管轄権を有し、フランス国内で発生するほとんどの商標、意匠および著作権訴訟の審理を行う、知的財産訴訟を専門に扱う部門が設けられている。刑事裁判所は知的財産訴訟にはあまり利用されない。

4. 知的財産権の権利行使の費用と所要時間

下表の数字は目安として示したものである。費用は、事件の複雑性、選定する弁護士の専門知識や知名度等の要因によって大きく異なる。例えば、複雑な特許事件の場合は、下表に示す平均費用の10倍以上になる可能性がある。下表の費用は付加価値税と実費を含まない金額である。実費には、例えば、文書をフランス語に翻訳するための翻訳料（フランスの裁判所の訴訟手続では義務化されている）や、フランス国外に居住する被告人への裁判書類の送達費用が含まれる。

手続	所要期間	弁護士費用	その他の費用
警告状	数時間	400～600 €	該当なし
裁判所任命執行官による差押え (知的財産権全般)	1～2日	2,500～5,000 €	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 緊急性と所要時間に応じた執行官費用として、600～5,000 € ▪ 特許事件では、弁理士費用として、2,500～5,000 €
警察による差押え (著作権のみ)	1～2日	500～1,000 €	警察の介入は無料
税関申立	申立および差押えに1～2日	申立書作成および提出費用として、500～1,000 €（弁護士の支援なしに申立書を作成・提出することも可能）	税関の介入は無料
一方的略式手続	1～2日	5,000～15,000 €	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 裁判所判決の送達費用として、250-500 € ▪ 特許事件では、必要となった場合の弁理士費用として、2,000～5,000 €
当事者間略式手続	2～3日、最長1～2カ月	10,000～30,000 €	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 召喚状の送達費用として、250～500 € ▪ 裁判所判決の送達費用として、250～500 € ▪ 弁理士費用として、2,500～20,000 €

本案手続（民事・刑事）	民事：12～18カ月	民事： 10,000～60,000€	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 召喚状（民事）または直接召喚状（刑事）の送達費用として、250～500€ ▪ 裁判所判決の送達費用として、250～500€ ▪ 特許事件の場合：弁理士費用として、5,000～40,000€
	刑事：予備捜査なしで8～12カ月	刑事： 8,000～15,000€	
	刑事：予備捜査付きで1～3年		

5. 仮想事例

5.1 事例 1：商標侵害の場合の税関措置および訴訟

5.1.1 背景

あなたの会社は、食卓用食器類の専門メーカーである。製品は、特徴的な竜の図柄で構成されるロゴによって容易に識別できる。このロゴは 3 年前に会社が販売する製品を示すものとして商標登録されており、会社製品専用の各種書類、広告、ウェブサイト等で広範に使用されている。

あなたの会社はメゾン&オブジェ見本市で製品を展示する予定である。見本市の初日に、担当チームのメンバーの一人が他社ブースを見て回っているときに、この見本市に初めて参加するある出展者が自社とまったく同じロゴを使用していることに気づいた。この出展者の展示品には食卓用食器類も含まれる。出展者のブースに詰めていた人から話を聞いたところ、フランス市場ではまだ製品を発売していないが、見本市終了後のできるだけ早い時期に発売を計画しているということであった。

5.1.2 戦略

- **自社の知的財産権の確認**

最初に行うべきことは、自社の商標登録の対象地域にフランスが含まれているかどうかを確認することである。会社は、フランス商標か、共同体商標（欧州連合の全加盟国を対象とする商標）か、フランスが指定される国際商標を有していなければならない。この情報は公開されている商標データベースで得られるので、弁護士にチェックしてもらおうとよい。

- **税関措置申立の作成および提出**

フランス領土内に存在する出展者の製品はメゾン&オブジェ見本市のブースに展示されている製品だけなので、これらを差し押さえるためのルートとしては税関措置が最良だろう。

ただし、フランス税関による介入を実現するためには、税関措置を求める申立を事前に提出しておく必要がある。所定の情報（主に商標登録のコピーと会社の設立情報）をすぐに入手できる場合は、自分でまたはフランス弁護士が数時間程度で作成することができる。

- **税関差押え**

税関措置申立の提出が完了したら、フランス税関に見本市で侵害品を差し押さえるよう要請することができる。税関は出展者のブースにあるすべての侵害品を差し押さえ

て、10 日間にわたって保管する。この期間が経過するまでに、略式または本案の裁判手続を開始しなければならない。これを怠った場合、税関は侵害品を返還する。

- **仮差止**

侵害者がフランスで侵害品を販売する意思があるという事実がわかっている。そのため、侵害の事実を認定し、かつ侵害者がフランス国内で製品の販売を行うことを禁止する裁判所命令を緊急に獲得する必要がある。

この目的に叶う 1 つの方法は、フランスの裁判所に一方的手続を請求することである。見本市の会期は短く、かつロゴが同一で、それを冠した製品は会社が販売するものと同種のため会社の商標が侵害されていることは明白であることから、相手方への事前通知を伴わない禁止措置の請求が認められる可能性は高いと思われる。

- **本案訴訟**

仮差止は、たとえ認められても暫定的なものに過ぎない。また、仮差止を有効化するためには、本案訴訟を起こさなければならない。したがって、会社と同じロゴを冠した食器類を出展者が販売することを確実に禁止するためには、民事裁判所で本案訴訟を開始する必要がある。

5.2 事例 2：パリ民事裁判所における特許侵害事件

5.2.1 背景

あなたの会社は、ナビゲーション・アンテナの設計・製造を行う専門メーカーである。会社はルブルジェ航空ショーで最新製品を展示することになっている。この新型アンテナの基礎をなす発明は、ヨーロッパ特許で保護されている。

アジアの競合企業が類似製品を販売していることは以前の航空ショーですでに確認していたが、特許でクレームされた特徴がその製品で実施されているか否かをその場で確認する機会は得られなかった。現在は、競合企業のウェブサイトをチェックすることにより、同社のナビゲーション・アンテナが特許クレームを再現していることを確認済みである。

この問題への対処方法を模索しているとき、競合企業がルブルジェ航空ショーに出展する予定であり、同社の CEO が会場を訪れるという情報が入ってきた。

5.2.2 戦略

- **知的財産権の確認**

フランス領土内での特許権の権利行使を求めするため、まず、自社のヨーロッパ特許がフランスを対象地域として指定しているか、そして所定の年賦金が期日内に支払われ

ているかをチェックしなければならない。この情報は、弁護士に問い合わせるか、または公開データベースをチェックすることにより、容易に入手することができる。

いずれにせよ、航空ショーが始まるまでに今後の準備を整えておけるように、特許訴訟を専門とするフランス人弁護士に連絡をとり、事件に関連するすべての情報を提供しておく必要がある。

▪ 潜在的侵害品の特定

見本市が始まったら、競合企業に知られていない担当チームのメンバーか、フランス人弁護士事務所の所員がそのブースに行き、(i) ブース内またはカタログ上のいずれかに侵害品が展示もしくは掲載されていることを確認し、(ii) 侵害品が掲載されているカタログと、侵害品に関連するその他の資料を入手し、かつ (iii) アンテナの特徴に関する有用な情報を入手すること、を試みる必要がある。これは、潜在的侵害者に気づかれないように、注意して行わなければならない。

▪ 証拠収集

証拠収集のため、弁護士が、差押えを実行する執行官とそれを補佐する弁理士とを指定した、侵害差押え請求書を作成する。請求書では、裁判官に対し、侵害品の詳細な記述を開始し、サンプルとその他の関連資料を収集し、事情聴取を行うための権限を、執行官に付与するよう要請する。

航空ショーの開始前に弁護士に連絡していた場合は、弁護士が請求書の最終稿を作成して裁判所に提出する作業は約 1 日で完了する。また、多くの場合、差押えを許可する裁判所命令は裁判官によって直ちに発行される。そのため、航空ショーの開始から 1~2 日以内に、請求した許可を取得することができる。

裁判所命令が発行されると、弁護士の事前連絡を受けた執行官と弁理士は、直ちに差押えを実行できるようになる。

その後、ルブルジェ航空ショーの競合企業のブースで差押えが実行される。執行官は、製品の特徴を詳述した差押え報告書を作成するが、侵害の有無についての評価は行わない。

▪ 仮差止

弁護士は、侵害差押え報告書を使用し、弁理士から支援を受けて、当事者間手続において仮差止（禁止措置を含む）を獲得するための請求を作成する。航空ショーに出席している競合企業の代表にこの請求を送達すれば、時間と資金を節減することができる。

航空ショーの会期は短いので、フランスの裁判所には早期審理手続の設定を求めることになる。早期審理手続に対する要請が認められた場合、侵害者は召喚状に応答する

ための期間として数日間を与えられ、その後、請求の送達後 1 週間以内に公判が行われる。

早期審理手続の要請が却下された場合には、略式手続は通常のルートに沿って進められ、これには 2~3 カ月を要する可能性がある。その間にはルブルジェ航空ショーが終わり、侵害者はフランス領土を立ち去ってしまう。しかし、下される判決はフランス国内で執行可能であり、この競合企業がフランス国内で再び製品を展示することは防止できる。加えて、競合企業は他の国で製品を展示することに消極的になるであろうから、抑止効果も期待できる。

- **本案訴訟**

略式手続の裁判所命令は暫定的なものである。弁護士は、終局的差止と損害賠償を得るために、パリ裁判所で本案訴訟を開始する。この訴訟には通常、12~16 カ月を要する。

5.3 **事例 3：刑事裁判所での著作権侵害事件**

5.3.1 **背景**

あなたの会社は、多数のファッション・デザイナーが使用する有名な生地をデザイン・製造している。

新聞のリーク記事によると、主な競合企業のうちの 1 社が、約 1 カ月後に始まる *プルミエールビジョン* 見本市で、自社の代表的な意匠の 1 つを模倣したコレクションを発表する計画であるという。この競合企業との紛争はこれが初めてではない。直ちに警告状を送ったが、未だ回答はない。

5.3.2 **戦略**

- **知的財産権の確認と知財弁護士への連絡**

生地のデザインの特徴は独創性が高いため、フランス国法による著作権保護を受けられる可能性がある。登録の必要はないが、競合企業よりも前にそのデザインを創造したことを証明しなければならない。この証明は、カタログ、社内文書、スケッチ、インボイス等の、日付が記載され、デザインの特徴が十分に示された任意の形態の証拠を使用して行うことができる。著作権出願の手続が存在する国で出願しているのであれば、これも有用である。

また、可能な限り早い機会（できれば見本市の前）に、知的財産を専門とするフランス弁護士に連絡をとって関連資料の精査と執行官の予約を依頼し、*ルミエールビジョン* の会期中に侵害の証拠収集に着手できるようにしておく必要がある。

- **証拠収集**

見本市の会期中に侵害差押えを実行することで、紛争中のデザインをフランス領土内で販売しようとしていることを立証することができる。

弁護士は裁判官に対し、競合企業の製品の特徴を撮影して詳述し、当該製品に関連するブース内の会計書類（見本市の会期中に受けた予約注文など）を含む資料を差し押さえる権限を執行官に付与するよう要請する。

この権限付与が認められると、執行官は、フランス弁護士からの事前通知に基づいて、ルミエールビジョンの開催時間中に速やかに侵害差押えを開始する。

▪ 刑事訴訟の開始

侵害者は紛争中の製品を大量販売したわけではないので、損害賠償についてはさほど気になるものではない。この競合企業が会社のデザインを模倣したのは初めてではないことから、訴訟を開始して抑止効果を確保するのが望ましい。

会社は、刑事訴訟を提起することを決定する。裁判所は、流通網からの全侵害品の回収と破棄、並びに損害賠償金の支払（ただし少額）を命じることに加えて、侵害により得た収益の没収や罰金の支払も命じる可能性がある。また、場合によっては、侵害が発生した場所での当該事業の継続を5年間にわたり禁じるかもしれない。

この広範囲にわたる一連の制裁は、著作権で保護されたデザインの侵害者による模倣を予防する上で、絶大な抑止効果をもたらすだろう。

[特許庁委託]

フランス見本市における知的財産権利行使マニュアル

[著者]

OLSWANG

ジャン＝フレデリック・ゴルチエ (Jean-Frédéric Gaultier)

アレクサンドラ・クランス (Alexandra Crance)

OLSWANG

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2013年10月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、OLSWANG が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2013年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。